



# 農業委員会だより

第28号

■発行/日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島2丁目6番1号



## 農業者の声を市政に反映させよう！

日田市農業委員会は11月25日、原田市長に「平成28年度日田市農政施策に関する建議書」を提出しました。これは農業委員会等に関する法律に基づくもので、「日田式循環型有機農業の推進」「有害鳥獣被害対策」「担い手の育成及び労働力確保対策」について市農政施策への反映を要望しました。

TPPの大筋合意など農業を取り巻く環境は大きく変わりつつありますが、農業委員会は市と協力してより一層日田市の農業振興に努めてまいります。

建議の詳しい内容は裏面に掲載

### 目次

- 市農政施策に関する建議・・・P2
- 農業委員会法の改正について・・・P3
- 農業委員会活動報告・・・P4～P5
- けい畔管理省力化の取り組み・・・P6
- 農地の「賃借料情報」を提供・・・P7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P8

# 平成28年度 日田市農政施策に関する建議

日田市の農業は、農業従事者の高齢化の進行と担い手の減少が続いており、地域農業を将来にわたって持続可能な産業としていくことが大きな課題です。またT P P交渉も大筋合意され、今後農業を取り巻く環境は、いまままで以上に非常に厳しくなることが考えられます。こうしたことから消費者に安心して安全な農作物を供給し農業者の安定した経営をより一層推進し、日田市独自の地域の特性に応じた農業体制の確立に取り組む必要があります。

さらには、農業者の生産意欲の低下をもたらす有害鳥獣被害に対する取り組みが急務となっております。

日田市農業委員会は、次代を担う若者たちに魅力ある農業経営が実現できるよう、来年度予算編成時期にあたり、次のとおり施策の実現と予算の確保を図られるよう、農業委員会等に関する法律第六条第三項の規定に基づき建議します。

## 一、日田式循環型有機農業の推進について

①安全で安心な農産物を供給するために更なる堆肥の品質向上と堆肥購入助成など指導・供給体制を確立させるよう継続した取り組みを要望します。

また、消費者へ有機・減農薬生産を更にアピールするために日田式循環型有機農業で生産されたことがわかるようにステッカーを貼るなどの取り組みを要望します。

②日田式循環型有機農業を日田市全体に勧める為、今後も集落協議組織への堆肥散布機の導入支援を図られるよう要望します。

## 二、有害鳥獣被害対策について

(防獣対策)

電気柵、防護柵の設置への補助金につきまして、継続した支援及び防護柵設置に対する補助の要件緩和を要望します。

(捕獲対策)

①有害鳥獣捕獲班のみならず、全ての捕獲者に捕獲報償金等の支給を要望します。

②有害鳥獣捕獲補助金の増額を要望します。(共通事項)

①近年、小動物、鳥類による被害が拡大しています。今後も小動物捕獲器の貸し出し等の継続した取り組み及び拡充を要望します。

②有害鳥獣対策について、対策協議会が設立されていますが、農家は有害鳥獣の頭羽数の減少を望んでおり、その活動・対策について統一した行動により被害減少に結びつけるため構成組織間の連絡調整を密にし、引き続き取り組みよう要望します。

## 三、担い手の育成及び労働力確保対策について

①農繁期の人手不足解消のため人材募集組織の設立および季節労働者の宿泊施設の整備を要望します。

②農業後継者への新しい技術の習得、農機具導入に対する市独自の支援を要望します。

③市長や知事と後継者・認定農業者及び後継者同士の意見交換会の実施を要望します。



④儲かる農業・魅力ある農業で後継者の育成を図ることを要望します。

⑤薬草など新規農産物の開拓・農産物のブランド化を推進し、農業経営の安定を図るための施策を要望します。

⑥認定農業者への支援強化を要望します。

⑦新規就農者及び後継者支援策として、農業支援員を登録し、休日でも現場指導できる制度の創設を要望します。

⑧基盤整備事業の継続的な取り組みと、山間部で農地が点在して面積や戸数などで採択基準に合致しないような場所が多いため、補助要件の緩和を要望します。



市長との意見交換の様子

# 農業委員会等に関する法律の改正について

平成27年8月に農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月から施行されることになりました。改正法により主に以下のような点が変わります。

## ①農地等の利用の最適化の推進を強化

農業委員会が許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが制度的により強固に位置づけられました。

## ②農地利用最適化推進委員の設置

農業委員会は農業委員とともに地域で農地等の利用の最適化に取り組む農地利用最適化推進委員を委嘱します。

## ③農業委員の選出方法が公選制から市長の選任制に

農業委員はこれまで公職選挙法に基づく選挙により選出されていましたが、市長が議会の同意を得て任命する方法になります。それにあたって予め地域推薦・公募を行います。また、選任については認定農業者を過半とし、女性や青年を積極的に登用することも求められています。

## ④市長に対する「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見提出の義務化

農業委員会は市長に対し「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の具体的な改善案を提出しなければいけないことになり、市はその意見を考慮しなければならないことになりました。

## ⑤農業委員会活動の「見える化」の推進

農地等の利用の最適化の推進など農業委員会活動をインターネットなどで公表することが義務付けられます。

※現在の日田市農業委員の任期である平成29年7月19日までは農業委員の改選および農地利用最適化推進委員の委嘱は行われません。

農業者年金受給者協議会(百一名)の総会が五月二十七日、市内ホテルで開催されました。来賓祝辞の後、議案審議が行われました。総会終了後、「高齢者の口腔ケア」について歯科衛生士の辻氏から講演があり、会員たちは熱心に耳を傾けていました。その後の懇親会では会員たちは親睦を深めていました。



平成二十七年  
日田市農業者年金  
受給者協議会総会



【農業共済組合推薦】  
高瀬 義徳 委員 (日ノ隈町)

農業委員としての資質の高揚を図り、地域農業の発展、農家の地位の向上に努めます。

農業共済組合推薦委員が次の方に代わりました。

◎新任農業委員のお知らせ

# 農業委員会活動報告

## 先進地研修報告



農業委員会  
副会長

石井 照久

我々農業委員会は、全国的な問題となっている耕作放棄地を解消し、日田市農業の発展に資するため、先進地視察研修として宮崎県川南町、鹿児島県始良市に行ってきました。

川南町は日本三大開拓地と言われる広大な農地を有効に活用し、畜産・野菜等を中心に多様な農業が展開され、わが国の食料基地として重要な役割を果たしています。

しかし、近年では農業者の減少に伴う放棄地の増加が問題となっています。そこで川南町では国の事業を利用し、雑木の伐採・大型重機による開墾を行うことで優良農地として再生するといった取り組みを行っています。

始良市は中山間地域と中央部に広がる水田地帯で水稲を中心とした営農が行われ、畜産と施設園芸との複合型の農業を振興しています。中央部の耕作放棄地では再生協議会の解消事業により五年間で16haの解消を行っています。

また、中山間地域においては、長年放置されてきた放棄地には非農地通知を発行することで、農地台帳等から除外し、守るべき農地との差別化を進めています。小林市の薬草地域センターでは、近年の健康志向や生活様式の多様化を受けて、地域特産物としての育成に力を入れています。

日田市でも耕作放棄地は問題となっており、今回視察をした先進地のように市独自で一刻も早い取り組みを行い、優良な農地を維持管理し生産力を高めて、TPPにも対応できる強い日田市農業を研究、推進していきたいと思えます。



→ 川南町での開墾地視察の様子



← 小林市の薬草・地域作物センター

## 市議会産業建設委員会と

### 農政懇談会を行いました。

十月二十日、市議会産業建設委員会と行った農政懇談会にて、農業の総合戦略、後継者対策などについて意見を交わしました。事前に実施した五十歳以下の農業後継者を対象にしたアンケートでは人手不足、機械導入の支援、価格保障制度などの要望が寄せられており、両者は市に対して要望していくことを確認しました。今後さらに具体的な要望等を募り後継者対策について協議を深めていく考えです。



## 農業委員会地区別セミナーが

### 開催されました。

十一月五日、日田市本庁舎にて県西部地区(日田・玖珠・九重地区)別セミナーが開催されました。日田市からは二十四名が参加し研修では農業委員会法の改正やそれに伴う組織改変をはじめ、中間管理機構との連携や遊休農地対策、そして各種組織運動について討議を行いました。



# 「2015 JAJAフェスタ」に参加しました!

→米粉パン



11月14・15日に中城グランドにおいて、農協祭り「JAJA フェスタ」が開催されました。農業委員会は初日の14日に農地・農業者年金相談と米の消費拡大を目的とした米粉パン400個の無料配布を行いました。当日はあいにくの雨で足元が悪い中ではありましたが、すべてのパンを配布することができました。

→雨天にも関わらず盛況だったパン配布の様子



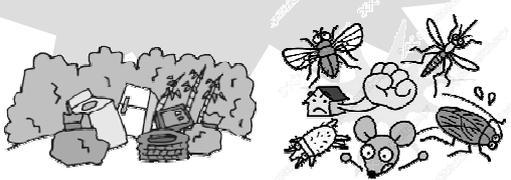
←農地・農業者年金相談



←農業振興課によるホノモ  
〇〇試食

荒れた農地をそのままにしておくと...

- ・鳥獣被害 ・不法投棄
- ・火事 ・病害虫の発生



などの原因になります!

調査の結果を受けて、今後対象地の所有者の方に農地の利用に関する意向調査を行うことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。



## 農地パトロールを実施しました。

日田市農業委員会では、毎年農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。今年も八月～九月までを、「農地パトロール月間」とし、この間、特に力を入れて調査を行いました。この調査は主に荒れた農地がないか、違反転用がないか等を確認しています。

### 相続税・贈与税納税猶予の特例を受けられている方へ

● 次のような場合には、納税猶予が打ち切りになる可能性がありますのでご注意ください。

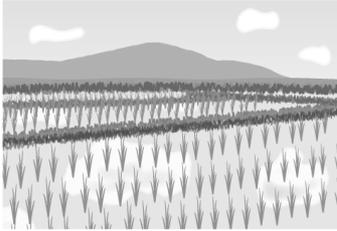
① 特例農地等について譲渡・転用・耕作放棄があった場合。

② 特例農地での農業経営をやめた場合。

③ 納税猶予適用継続届出書を提出しなかった場合。

なお

納税猶予は農地と農業経営者を税制面において支えるために作られた制度です。納税猶予を受けている方は、地域や家族、そして自分のためにも、今後とも大切な農地を守っていただくために、改めまして、お願いします。



### 話題のアンテナ

## 被覆植物でけい畔管理の省力化！

大分県のけい畔率は8.1%と九州内で最も高く、けい畔の管理は農家の方々にとって大きな負担となっています。

そこでけい畔管理の省力化に向けた取り組みとして導入が進められているのがセンチピードグラス（ムカデ芝）のような被覆植物でけい畔を覆う手法です。

センチピードグラスは草丈15cmほどの芝の一種で、定着してけい畔を覆うことで雑草の生育を抑制します。また、水には弱いため水田に侵入し稲に悪影響を与えることはありません。



↑ 定植を行ったけい畔の様子



小野地区の農事組合法人小野谷による定植作業の様子↑

定着すれば年1〜2回程度の簡単な草刈作業で済むようになり、手間やコストの大幅な軽減が見込めるほか、病害虫の棲家が無くなり、農作物への被害を減らす効果も期待できます。

日田市でも小野地区や旧郡部を中心に導入及び技術実証が行われています。

導入費用や、定着するまで（三年ほど）は手間がかかるなどの課題もありますが、将来にわたって農地を守り、有効に活用していくための方法として今後さらに広まっていくことが期待されます。



## 老後の備えは、 農業者年金で安心！

農業者年金は、次の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 国民年金第一号被保険者
- 年間60日以上農業に従事している方(配偶者・後継者も可)

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額1万円)があります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJA窓口(農業協同組合)へお問合せ下さい。

日田市のホームページからでも  
農業委員会の情報がご覧いただけます。

[http://www.city.hita.oita.jp/cat\\_00000115.html](http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000115.html)

主な  
内容

- 農業委員会の業務内容
- 農地法関係の申請手続き案内
- 各種申請書様式のダウンロード
- 農業者年金に関する情報
- 農業委員会が発行する証明
- 農業委員会総会議事録
- 農業委員会だより 等

## 農地の「賃借料情報」を 提供しています！

平成21年6月4日に「農地法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により「標準小作料」が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料の情報提供を行うことが法律上明記されました。

**農業委員会事務局では、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。**

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。

\*\*\*\*\*



購読料1ヶ月700円(送料込)

■購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み・お問合せ下さい。

農業経営には情報が多いいほど良い！

- 農政の動きをわかりやすく解説！
- 経営に役立つ情報も満載！
- 家族で楽しめる記事も充実！
- 農業者の視点でお届けします！

週刊

金曜日発行

お問合せ先／農業委員会事務局(市役所3F) ☎0973-22-8213

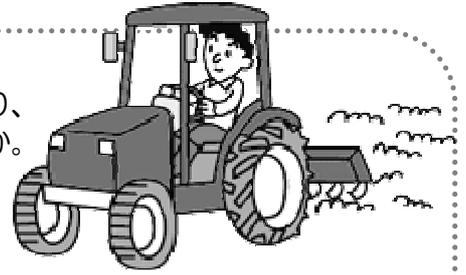
# 農業委員会からのお知らせ

お問合せ先

農業委員会事務局 (市役所 3 階)  
☎0973-22-8213

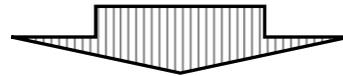
## 農地に関する手続きについて

「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用していいものでは」と思っている方はいませんか。



- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていないでも農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作等の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

### 注意!!

- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませて下さい。
- ◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

申請書の締切りは、

毎月  
**17日**

※17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

農地を相続した場合…

### 農業委員会への届出が必要です!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。